

試合結果の不正操作に対する複次元管理に関する研究 ～Match-fixingの現状整理と対応についての理論基盤の構築～

スポーツクラブマネジメントコース

5013A303-5 安藤 悠太

研究指導教員：間野 義之 教授

【背景】

2013年2月4日、ユーロポールは所在地のオランダはハーグにおいて、衝撃的な発表を行った。ユーロポールは欧州におけるサッカーの試合についてヨーロッパ各国警察等との協力に基づき調査を行ってきた。その結果、2008年～2011年において、ヨーロッパ内の各国1部リーグやチャンピオンズリーグ、ワールドカップ予選等で380試合以上に試合結果の不正操作の疑いがあり、選手、審判、スタッフなど関与の疑われる人数も合計で425人に上ると明らかにしたのである。さらに、欧州外に目を向ければ、アジアやアフリカそして南米や中米において300試合にも疑いがあることがわかった。また同時に、これらは組織犯罪の活動の一部として行われており、ベッティングにおいて8百万ユーロの利益を生み出し、そのうち2百万ユーロが賄賂として不正関与者に渡っていると会見で述べたのである。これらは2000年代中頃になってから徐々に意識され始め、上記のユーロポールの会見後は逮捕や処分の件数も急増している。

これに対し、スポーツ界を中心として対策を試みる大きな流れが出てきている。またスポーツ界に留まらず、行政や警察機構等においても対策が講じられ始めている。しかしながらMatch-fixingの実態はその複雑性や断片性、そして不透明性から、多くの関係者の有機的な対応の連鎖を必要とする。この点において、現在有効な展望を見いだせていないことは事実である。

【目的】

本論ではMatch-fixingに対応するための整備を行っていく前に、その方向性についての理論的枠組みを提示することを目的とする。全4章の構成とし、第1章ではスポーツとベッティングの関係、そしてスポーツベッティングに関して行われるMatch-fixingの実情を確認する。第2章ではMatch-fixingを問題として捉え対処していくにあたり、その行為に正義を与えうる合理性を検証する。第3章では近年スポーツ界や行政において始まっている取り組みの事例を確認する。第4章ではMatch-fixing対策の取り組みの方向性について、管理概念の導入と主体と方法の配置の仕方を論じ、今後の体制整備に繋がり得る理論的枠組みを提示する。

【検証】

第1章ではまずギャンブル市場やスポーツベッティング市場の姿を概観した。次に報道やデクラン・ヒルの調査、国際サッカー選手協会による調査を参照し、Match-fixingを仕組む側からスポーツとベッティングを見た時にどのような脆弱性が見つかるのかについて以下の通りにまとめられた。一つ目はベッティングのオンライン化によるアクセス可能性の上昇。二つ目はベッティングのライブ化による事前防止の困難化。三つ目はMatch-fixingがネットワークのみにより実現可能なことによる容易性。四つ目はMatch-fixingのグローバル化による捜査の困難性。五つ目は法の抜け穴であること。六つ目は処罰の軽さ。七つ目は弱い立場の選手たちの存在である。以上より、世界的なスポーツ人気の広がりやスポーツにおける資本主義理論の内面化、および技術革新によるグ

ローバルな活動の拡大が、スポーツベッティングに関連する Match-fixing のリスクを誕生させていることを確認した。

第2章ではまず Match-fixing を行為の関係が生み出す構成と読み解くことで議論を位置付け、部分社会の法理、自由意志、スポーツ権、他者性、文化論の側面から Match-fixing を問題と捉えることの是非について確認した。次にニクラス・ルーマンの社会システム論を参照し、競技スポーツシステムを理解した。競技スポーツシステムのコードは「勝／敗」であり、これに基づけば競技スポーツにはプログラムとして「勝利に向かって一方向的にプレーすべきである」というメタ・ルールやメタ・フェアネスが存在し、Match-fixing はそのプログラムに反し、さらには金銭的な利益等を目的として行われる Match-fixing は競技スポーツのコードそのものを毀損するため受け入れることはできないものであると結論付けることができる。Match-fixing を語る際には多くの場合で試合結果の意図的な、または不正な操作と形容されるが、その意図的または不正の判別方法は、試合における自身の勝利のためのプレーではなく、試合外の目的のために、勝利に向かわないプレーを選択することであると解説できる。以上より、競技スポーツシステムが Match-fixing を問題と捉え対処することの合理性を確認した。

第3章では近年取られ始めている対策のまとめを行った。行政においてはスポーツ政策の側面から欧州連合、欧州評議会、オーストラリア連邦政府の取り組みを個々に概観し、次に欧州各国の法体系において Match-fixing がどのように法の中に位置付けられるかを確認した。さらにドイツサッカー界、国際サッカー選手協会、欧州エリートアスリート協会、国際ラグビー評議会、国際オリンピック委員会などスポーツ界における主に道徳的側面からの対応やベッティングの監視について確認した。続けて、欧州くじ協会や世界くじ協会などベッティン

グ産業側からの対応についても確認した。最後に、国際サッカー連盟、イングランドプレミアリーグ、ドイツサッカー連盟の規約において Match-fixing がどのように記述されているかを確認した。上記の通りの対策のまとめを通し、全体的な方向性の位置付けについての有効な議論の欠如と協調の不足によるピースの欠落を確認した。

第4章では第2章での議論を踏まえながら、理論的な枠組みの提示に着手した。第1章で確認したように、現代のリスクと言える Match-fixing は、その性質上対応のためには管理概念の導入が必要であることを示した。次に、管理の主体と方法について論じた。主体については、ウルリッヒ・ベックの不安の連帯概念をスタート地点とした。2章の内容およびミシェル・フーコーの後期の権力論に取り込んで検討することで、各所に配置された装置が互いにメタ・フィールドにおいて不断のコミュニケーションを行い合成ベクトルの形成とその再帰的取り込みによる生成変化といったネットワーク型主体を見出すにいたった。次に方法については、背景として特にオンラインでのベッティングが大きな要因になっていることより、ローレンス・レッシングの議論を参照し、Match-fixing の対応方法について行動を規制する規範・法・市場・アーキテクチャ（物理的な在り方）の4要素を導入した。上記より、装置と方法を共に複次元に配置により対応する理論的枠組みを示した。

【研究の限界】

本論では理論的枠組みを提示するに留まり、個々の具体的取り組みについては記述していないことは課題である。それは本論が静的な構造を探るものではなく実践の在り方について探索したからであるが、その課題について国内外で議論が活発化することを願う。